

戸田市プロポーザル方式業者選定告示

戸田公園周辺ブランディング業務の契約について、下記のとおりプロポーザル方式業者選定（以下「選定」という。）を行うので、戸田市プロポーザル方式業者選定実施要綱（平成22年8月20日市長決裁）第8条の規定により告示する。なお、提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）、提案書を評価するための基準（以下「評価基準」という。）等の選定の詳細については、この告示と同時に公表するプロポーザル方式業者選定説明書（以下「説明書」という。）によることとし、選定に参加するに当たっては、説明書を確認し、その内容を熟知すること。

令和8年4月15日

戸田市長 菅原 文仁

記

1 契約の名称、履行期限等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 名 称 | 戸田公園周辺ブランディング業務 |
| (2) 場 所 | 戸田市内及び戸田市が指定する場所 |
| (3) 履 行 期 限 | 契約締結日から令和10年3月31日まで |
| (4) 支出限度額 | 金 22,385,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| | 〔うち令和8年度 金 9,405,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）〕 |
| | 〔うち令和9年度 金12,980,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）〕 |
| (5) 内 容 | 説明書に記載のとおり |

2 選定に参加できる者の形態

単体企業

3 選定に参加する者の公募資格要件

この選定に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

以下の条件をすべて満たすこと。また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立て、及び破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条に基づく破産の申立てがなされていない者であること。ただし、再生手続開始決定を受けている者を除く。
- (3) 法人格を有する者であること。
- (4) この業務委託の公告日から業者決定までの期間に、戸田市の契約に係る入札参加停止措置等を受けていない者であること。
- (5) 過去3年間（令和5年度以降）に類似業務に関して地方自治体と連携した実績を有する者であること。

4 公募型への参加を表明する書類、提案書及び選定において参考とする見積書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 公募型への参加を表明する書類の提出方法、提出先及び提出期限

この選定に参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に示す期間内に、参加表明書にその記載内容を証明する資料（以下「確認資料」という。）を添付して持参又は郵送により提出しなければならない。

※ 参加表明書の記名・押印については、契約締結等の権限の委任を受けた支店・営業所等の場合、全て当該支店等のもので差し支えない。以下、記名・押印を必要とする書類の取扱いについては同じとする。

※ 参加表明書は、戸田市ホームページの契約を所管する課のページ（URLは、この告示の末尾の「契約を所管する課の名称等」に記載する。）から取得すること。以下、所定の様式の取扱いについては同じとする。

① 受付期間

令和8年4月16日（水） 午前9時から

令和8年5月1日（金） 午後5時まで（必着）

※ 受付締切時間後に到着した参加表明書及び確認資料は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって持参又は発送すること。

※ 確認資料の提出について戸田市が行う指示に従わないときは、提出された参加表明書は無効とする。

※ 不備を指摘された場合の再提出についても、特別の事情がある場合を除き、上記の提出受付期間と同じとする。

※ 提出された確認資料は返却しない。

② 提出先

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市企画財政部共創企画課

③ 提出部数

1部

(2) 参加資格の選定及び結果通知

選定基準に基づき、参加表明者から提出された参加表明書等を審査の上、当該参加表明者のうちから提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）として適するものを選定する。また、選定結果については、参加表明者に対して選定結果通知書により次の期日までに通知する。

令和8年5月12日（火） 午後5時

(3) 提案書及び選定において参考とする見積書の提出方法、提出先及び提出期限

要請者は、次に示す期間内に、提案書及び選定において参考とする見積書（以下「参考見積書」という。）（以下「提案書等」という。）を持参又は郵送により提出しなければならない。なお、代理人に提出させる場合も、委任状を提出する必要はない。

① 受付期間

令和8年5月13日（水） 午前9時から

令和5年5月22日（金） 午後5時まで（必着）

※ 受付締切時間後に到着した提案書等は受理しないので、郵便事情等を考慮し、余裕をもって持参又は発送すること。

※ 提案書等の提出について戸田市が行う指示に従わないときは、提出された提案書等は無効とする。

※ 不備を指摘された場合の再提出についても、特別の事情がある場合を除き、上記の提出受付期間と同様とする。

※ 提出された提案書等は返却しない。

※ 郵送で提出する場合は、発送後に所管課へ到着確認を行うこと。

② 提出先

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市企画財政部 共創企画課

③ 提出部数

提案書：9部、参考見積書：1部

5 ヒアリング

実施する ※日時等は要請者に別途通知する。

6 説明書を示す場所及び日時

説明書の配布については、戸田市ホームページの契約を所管する課のページから取得すること。取得可能な期間は、告示の日から参加表明書提出締切日時までとする。

7 提案書等の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案書等は、無効とする。

- (1) 選定に参加する資格のない者がした場合
- (2) 不備な提案書等を提出した場合
- (3) 談合その他不正行為があったと認められる場合
- (4) 虚偽の参加表明書及び確認資料を提出した場合
- (5) 支出限度額を超える金額で参考見積書を提出した場合
- (6) 提案書等の提出において、次のいずれかに該当する場合
 - ① 契約、見積の権限を有する者の押印のないもの
 - ② 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ③ 押印された印影が明らかでないもの
 - ④ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - ⑤ 2以上の参考見積書を提出した者がしたもの
- (7) その他この告示及び説明書に示す事項に反した場合

8 最適な提案書の決定

評価基準に基づき、要請者から提出された提案書を審査の上、提案書のうちから契約について最適なものを決定する。また、当該提案書の提出者を特定者として決定する。なお、決定結果については、要請者に対して特定者決定結果通知書により次の期日までに通知する。

令和8年6月2日（火） 午後5時

9 選定及び当該契約に関する質疑

- (1) 期 間 令和8年4月16日（木） 午前9時から
令和8年4月23日（木） 午後5時まで
- (2) 所管課 戸田市企画財政部 共創企画課
- (3) 方 法 任意の書式に内容を簡潔にまとめ電子メールで所管課まで送信 ※期間内必着
- (4) 回 答 令和8年4月27日（月） 午後5時までに戸田市ホームページの契約を所管する課のページに掲載

1 0 選定に関する注意事項

- (1) 要請者である旨の通知を受けた者であっても、提案書等提出の時点において参加資格がない者は、選定に参加できない。
- (2) 参加表明書を提出した者であっても、辞退届を提出することで、選定を辞退することができる。なお、辞退届の書式は任意のものとする。
- (3) 参加表明者は選定後、この告示、説明書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 1 契約を所管する課の名称等

戸田市企画財政部 共創企画課

電 話 048-441-1800 (内線436・413・439)

URL(課のページ) <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/152/>

e-mail kikaku@city.toda.saitama.jp